

砂をよく洗ひさりと、煎汁、味淋、鹽にてやわらかに煮びたして、其まゝ茶碗にもり、砂糖をかけて進む（水には二日以上つけおくべし、煮るに砂糖を用ふれば、のちに砂糖かけずともよし、砂糖は、ザラメ砂糖を紅にてそめて用ふべし

（附録）  
料理覺帳

◎料理の二字は、はかりをさむるとよみて、食物を調ふる事ばかりに限らず、何事にても取計らひ調ふる事をいふなり、食物を調ふるを、料理すと云ふも、右の心なり、本は食物を調ふる事をば、庖丁するとも、調味するとも云ふなり、あんぱいと云ふは、鹽梅の二字なり、上古は味噌醬油も醋もなし、鹽と梅を以て味を調へたる故、鹽梅といふなり

◎餅の事を女の詞に、かちんと云ふは、かちいひ

なりかちは搗の字なり、うつともつくとも、よむ字なり白杵にて物をつく事をかつといふなり米麥などをつくを米かつ麥かつなどいふなりいひとは飯なり、こはいひをつきて餅にする故かちいひと云ふなり、かついひを略して、かちいと云ひ、かちいを轉じてかちんと云ふなり。

婚姻の性質

谷川 清

婚姻と云ふ字義は本來夫妻たる關係自体を表明する用語であると云ふことは第三卷第三號に述べて置きました、其關係の性質に就きましては學者間に種々様々の議論があります、其議論の原因と申しますものは婚姻は男女の共諾に因りまして成立致すものであると認められました結果、之

は一種の契約であると申す者と、否、決して契約  
 ではないと申す者との二説があります。然し婚姻  
 は、一の法律行為でありまして猶ほ法律上一定の  
 方式を具へましたる男女二人の意思表示に因りま  
 して始めて其効力を發生致しまするものでありま  
 すれば、此點に於ては確に一般要式の契約と毫も  
 異なる所はありませぬ、ですから二人己以の合意を  
 以て直ちに契約であると申せば婚姻も亦一種の契  
 約であります、然し財産上の關係を目的と致しま  
 する合意のみを以て契約を致しますれば婚姻は契  
 約ではありませぬ、婚姻は決して財産關係を目的  
 と致して居りませぬからです、我國の民法上では  
 契約は債權債務を目的とする合意であると云つて  
 婚姻を契約とは別物に致して居ります、今一例を  
 擧げてお示し申せば契約は近親の縁者間たりとも

爲し得べけれど婚姻は絶対に出來ませぬ、此外兩  
 者の差違する點は夥多ありますすが略して置きます  
 然れば婚姻の性質は何如と申せば自然的狀態に於  
 て人間の一身上より觀察致しますれば男女兩性の  
 器械的結合としか申されませぬ、又社會的方面よ  
 り觀察致しますれば男女の結合たる公の性質を有  
 し法律上夫妻と認められます結果其間に權利義  
 務を發生致します、此權利義務は唯だ男女雙方間  
 のみに止らず引いて社會公衆に對するものとなり  
 ます、故に近世諸國は法律制度の規定に従ひ婚姻  
 を致さざれば法律上何等の効力をも附與しませぬ  
 婚姻は禽獸の會合とは自から其性質を異に致しま  
 して單純に同類をして永久斷絶せしめざらんが爲  
 めのみではありませぬ、必ず人世の艱苦を共にし  
 互に扶持するを以て目的と致します、即ち是非の

辨識力を有する人類の獨り専有する所であり、  
 故に近世の學者は

婚姻とは法律を以て公認したる一男一女の共  
 諾に因り共同生活を目的とする生存間の關係  
 である

と申して居ります、然し一男一女の共同生活が  
 最も男女兩性の生理的精神に適し家族及社會の秩  
 序を維持致しまするに必要であると認めましたる  
 のは近世の事で御坐りまして殊に今日の文明國に  
 於てのみ行はるゝ所の思想であります、されば未  
 開國の婚姻には前述の定義は到底適用することは  
 出来ません、故に婚姻の定義をして一夫多妻の  
 「モルモン」宗の國にも數夫一妻の西藏國にも一  
 夫一婦の歐米諸國にも悉く適用することを得る様  
 に致しまするのには婚姻は法律上認められたる男

女兩性の結合であると云ふ外はありませぬ、法律  
 上認められませぬ男女兩性の結合は道徳上認めら  
 れたるものと雖猶野合と稱すべきものであります

我國の民法は歐米諸國の普通なる婚姻の思想を採  
 用致しましたる故に近世學者の定義は之を我國民  
 法に於ける婚姻にも適用することが出来ます、其  
 結果次の四條件を具備することを必要と致します

- 第一、一夫一婦たる事、
  - 第二、共諾ありたる事、
  - 第三、學生の結合を目的とする事、
  - 第四、法律上一定の條件を具備したる事、
- であります、而して我國の民法上で婚姻の豫約  
 (許嫁の如きもの)を認めませぬから男女の意思は  
 婚姻當時に存在することを必要と致します、我國  
 從來の婚姻は多くは婚姻すべき男女の意思に因り

て成立致しませぬから法律上全然無効たるは勿論  
其意思に出でたりし時と雖單に豫約に止る時は法  
律上双方の身分に關して何等の効果を生じませ  
ぬ、従つて万一違約することなどがありましても  
法律上少しも制裁する所は御座りませぬ。

鹽津みやげ(その四)

和歌子

●英夫(四年二ヶ月)は随分何をでも言ふ事ができ  
るけれども、片言が多くて舌が廻らぬ。ワを皆ア  
と言ふので、和歌山をアカヤマ笑うて居るをアロ  
タルなど言ふ。ダ行が皆ラ行に發音するので「ミ  
ルヲタクサンクンレキテミルレツポーレアソビマ  
シヨ一三三四チュツ〜チュ」(水を澤山汲んで  
來て水鐵砲で遊びませう)など、大聲で歌ふ。此

歌の外に鳥はカー〜と凧笛一聲が得意なので、  
興に乗じて廻らぬ舌で歌ふ處頗る愛嬌がある。  
吾切雀の話も得意なので清子(七年九ヶ月)や千代  
子(六年二ヶ月)に向ては瀕に話すのであるが、大  
人が行くと止める。其話の中で、私は老人ですか  
ら、といふ處を、アタサトツソリヤサカイニ、と  
云ふのがお定まりで、之が家人一同の笑の種であ  
る。凡て拗音も正しく發音する事ができぬ。

●八月のある日、清子千代子英夫に近所の絹チャ  
ンをいれて、をばさん諸共五人づれで小山のあな  
たの小川に遊びに行く。堤の草原の上にまといし  
て唱歌をする、御菓子を食べる。今に川の水の中  
に入りたいと言ひ出すであらうとをばさんが思つ  
て居ると、果して清子が第一着に小川を見返りな  
がら「ハイリタイヨ」と許を乞ふ。「ハイリタイ人